



島根県報

平成20年10月10日（金）

第2,025号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公的個人認証サービス島根県認証局の自己署名証明書及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント	（情報政策課）	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定	（障害者福祉課）	3
保安林の指定	（森林整備課）	4
保安林の指定の解除	（　　〃　　）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（　　〃　　）	6
土地収用法の規定に基づく事業の認定	（用地対策課）	7

【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催	（農畜産振興課）	8
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	9
都市計画事業の認可	（　　〃　　）	9

【特定調達公告】

放射性核種分析装置調達に係る一般競争入札の実施	（消防防災課）	9
島根県財務会計オンラインシステム用プリンタのリース及び保守一式に係る一般競争入札の落札者等	（会計課）	11

【教委公告】

平成21年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の実施	（高校教育課）	12
---------------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第813号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく公的個人認証サービス島根県認証局の自己署名証明書（以下「島根県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり告示する。

公的個人認証サービスにおける島根県認証局及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント（平成17年島根県告示第1,237号）は、廃止する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

次の表の左欄に掲げる日が有効期間の開始日である島根県知事の自己署名証明書に係る同表の中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

自己署名証明書の 有効期間開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成15年12月28日	S H A - 1	69DDE3422EAE7DE68720A3E9968E572AD831DD8A
平成20年9月19日	S H A - 1	0969FCDA178A6B2EDB9D7E0CBCC97DD830B7A450

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

次の表の左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるブリッジ認証局の自己署名証明書に係る同表の中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

自己署名証明書の 有効期間開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成15年12月27日	S H A - 1	2DFF6336E33A4829AA009F01A1801EE7EBA582BB
平成20年9月19日	S H A - 1	37D4D360410375BB5F53235EC5FF3D432A61CA70

注 ハッシュ関数 S H A - 1 により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

島根県告示第814号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 あおき	通所介護	しろがねの里デイサービスセンター	大田市大田町大田口985-4	平成20年10月1日
	介護予防通所介護			
株式会社 あおき	訪問介護	しろがねの里訪問介護事業所	大田市大田町大田口985-4	平成20年10月1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人仁摩福祉会	通所介護	デイサービスセンター ことひめ	大田市仁摩町馬路831-1	平成20年10月1日
	介護予防通所介護			

社会福祉法人やす ぎ福祉会	通所介護	せせらぎの里デイサー ビスセンターよしだ	安来市下吉田町286-1	平成20年10月1日
	介護予防通所介護			
サンキ・ウエルビ ィ株式会社	訪問介護	サンキ・ウエルビィ介 護センター浜田	浜田市黒川町4196	平成20年10月1日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第815号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
とまと薬局長沢店	浜田市長沢町550-16	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
スイング上乃木薬局	松江市上乃木1丁目2番21号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
スイング平田薬局	出雲市西平田町50番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
ほくよう薬局	出雲市武志町836-10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
はまやま薬局	出雲市松寄下町1092番地18	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
スイング薬局高岡店	出雲市高岡町54番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
スイング大田薬局	大田市大田町大田イ202番9	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
星高調剤薬局	江津市渡津町790番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
なおえ駅前薬局	簸川郡斐川町上直江982-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年10月1日
スイングおき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町353-2	育成医療 更生医療	平成20年10月1日

		精神通院医療	
訪問看護ステーションウエル ガーデンたんぼぼ	出雲市塩冶町1978-2	精神通院医療	平成20年10月1日

島根県告示第816号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町蛸木桐山871-1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

蛸木桐山871-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第817号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

浜田市原井町2240-5、2240-6、2241-3、2242-4、2242-7、2243-3、2244-2から2244-5まで、2245-1、2247-8、2247-13、2247-22

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

浜田市熱田町1688続1、1689-1、1689-3、1690-1

- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第818号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
デパートパラオ 出雲市今市町259番地1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
出雲商業開発株式会社 代表取締役 三吉 庸善 出雲市今市町259番地1
協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫 出雲市今市町259番地1
イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 坂根 直樹
（変更後）協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫
- (4) 変更の年月日
平成17年12月4日

2 届出年月日

平成20年9月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町109番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第819号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

デパートパラオ 出雲市今市町259番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

出雲商業開発株式会社 代表取締役 三吉 庸善 出雲市今市町259番地1

協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫 出雲市今市町259番地1

イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

（変更前）711台

（変更後）668台

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）13箇所

（変更後）10箇所

(4) 変更の年月日

平成21年6月1日

2 届出年月日

平成20年9月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町109番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第820号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

社会福祉法人 ことぶき福祉会

2 事業の種類

小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市古志町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

「小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護施設建設事業」（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人ことぶき福祉会は、平成20年3月9日開催の同法人理事会において本件事業を施行することを決定し、補助金及び自己資金により財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、認知症状のある高齢者も増えてきている出雲市古志町において地域に根ざした福祉サービス事業所の不足、グループホームが整備されていない状況の下、不測の事態にも柔軟に対応できる地域密着型サービスを提供する福祉施設を建設しようとするものであり、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益は、起業地の選定に当たり、用地取得費と造成費の合計価額が比較的安価であり、文化財も見られず、特別に保存すべき動植物の存在も認められない候補地を選定しているところから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益と、イで述べた失われる利益を比較考量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

出雲市古志町の福祉施設は、通所サービスが2か所、リハビリ施設が1か所、その他訪問介護事業所なども存在しているが、地域密着型サービスは整備されていない状況で、介護状態になったとき、『通い』『泊まり』『訪問』サービスを提供する事業所がばらばらになりやすく、包括的な支援につながっていない状況にある。

また、同町における高齢者の増加、認知症支援の中核を担う認知症対応型共同生活介護が存在しないことから、

早急に地域密着型サービスを提供する福祉施設を建設する必要が認められる。

なお、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、当該施設建設に必要最小限の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（介護保険課）

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農業大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農業大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種部門）

2 開催期間

平成21年2月2日（月）から同年2月20日（金）まで

3 受講者の定員

7名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

関係法規、人工授精

(2) 実習

家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

島根県立農業大学校の園芸畜産科肉用牛専攻在学中の者に限る。

7 受講願書の提出期限

平成20年12月26日（金）

8 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

11,700円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄にはり付けること。

ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部農畜産振興課食料安全推進室（0852-22-5138）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字藤木263番1の一部

面積 1,517.84平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町497番地

田中 隆夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成20年中国地方整備局告示第78号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業3・3・6号出雲市駅前矢尾線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分 島根県出雲市今市町、今市町北本町一丁目、姫原町及び姫原一丁目地内

(2) 使用の部分 なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

放射性核種分析装置 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年3月19日（木）

(4) 納入場所

島根県松江市西浜佐陀町582-1 島根県保健環境科学研究所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「機械器具類」—中分類「理化学機器」）に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部消防防災課原子力安全対策室

電話：0852 - 22 - 6303 FAX：0852 - 22 - 5930

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成20年10月10日（金）から平成20年11月7日（金）までの間、上記(1)の場所において交付する（交付時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時：平成20年11月6日（木）午後1時30分から

イ 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第4会議室

(4) 入札書の受領期限

平成20年11月20日（木）午前11時（郵便による入札にあつては、平成20年11月19日（水）正午までに島根県庁に必着）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時：平成20年11月20日（木）午前11時から

イ 場所：松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第4会議室

ウ 開札：即時開札

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Radioactive nuclide analyzer, 1 set

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m. November 20, 2008

(3) Time-limit for tender by mail:

12:00 a.m. November 19, 2008

(4) Date and time for tender explanation meeting:

1:30 p.m. November 6, 2008

(5) Contact point for the notice:

Fire and Disaster Prevention Division (Nuclear Power Safety Policy Office)

1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 JAPAN.

TEL: 0852-22-6303

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公示する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

島根県財務会計オンラインシステム用プリンタのリース及び保守一式(機器調達、設置、テスト印字、調整等を含む。) 190台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課財務電算グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成20年9月18日

4 落札者の氏名及び住所

広島県広島市南区段原南一丁目3番地53号

富士通リース株式会社中国支店 中国支店長 木本 富士男

5 落札金額

23,287,320円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成20年8月8日

教 育 委 員 会 公 告

平成21年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成20年10月10日

島根県教育委員会教育委員長 北 島 建 孝

1 目的

この選考試験は、平成21年度島根県立学校の教育職員(実習助手)の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集種別、職務の概要及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	採用予定人員
実習助手	一 般	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	1名程度
	工 業	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	1名程度
	水 産	水産の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	1名程度

(注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(2) 勤務場所は、島根県内の県立学校〔高等学校・特別支援学校(盲・ろう学校・養護学校)〕です。

なお、採用後は全県的な異動があります。

3 出願資格

(1) 昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

(2) 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者

4 出願手続

(1) 出願期間 平成20年10月6日(月)から10月17日(金)(必着)まで

ただし、郵送の場合は、平成20年10月16日（木）消印有効とします。

(注) (1) 封筒の表に「教育職員（実習助手）選考試験願書在中」と朱書してください。

(2) 持参の場合の受付時間は、月～金曜日の9時～17時とします（祝祭日は除く。）。

(2) 願書等の提出先 〒690 - 8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課

(3) 受験票は、10月20日（月）以降に郵送します。受験票が11月5日（水）までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

5 提出書類

(1) 平成21年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験願書	様式1によること。 (注) (1) 出願職種、種別を必ず記入すること。 (2) 必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。	1通
(2) 健康診断書	様式2によること。	1通
(3) 自己アピール	様式3によること。	1通
(4) 連絡用封筒	封筒角形2号（33.2cm×24.0cm）に330円分の切手を貼付したもの1通と350円分切手を貼付したもの1通を用意し、それぞれに郵便番号、住所、氏名（「様」をつける。）を明記すること（封筒の口には両面テープを貼ること。）。	2通

(注) 受験票用の写真について 願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日に必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び会場

期日 平成20年11月15日（土）、16日（日）

会場 島根県立松江教育センター 松江市内中原町255-1

島根県立松江工業高等学校 松江市古志原4-1-10

（連絡先）島根県教育庁高校教育課 TEL0852-22-6308

(2) 試験内容

一般受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験①（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理）実技試験②（理科実験に関する実技試験）

工業・水産受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験①（パソコン操作：ワープロソフトの用いての文書作成）実技試験②（実習に関する実技試験）、専門教養試験

※詳しくは、受験票送付の際に通知します。

(3) 選考結果の通知

平成20年12月18日（木）午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。あわせて高校教育課ホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokokoiku/>）に掲載します。選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。

7 採用候補者名簿登載等

(1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成21年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。この場合、出願した募集種別と異なる種別に登載することがあります。

(2) 名簿に登載された種別と異なる種別で配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。

(3) 名簿登載され、県立学校に配置後、登載された種別と異なる種別に異動してもらうことがあります。

(4) 選考に当たっては、募集種別に関連する高等学校教諭普通免許状を所有していることを考慮します。

- (5) 水産実習助手の選考に当たっては、海技士免許を所有していることを考慮します。
- (6) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成22年4月1日までとします。
- (7) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

8 その他

(1) 問合せ先

島根県教育庁高校教育課 0852-22-6308

- (2) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(3) 給与

給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

	高校卒（満18歳）	短大卒（満20歳）	大学卒（満22歳）
初任給（円）	148,800	166,300	189,300

（平成20年4月1日現在）

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。